

葛卷町農業委員会  
第16回総会議事録



局長補佐

ただ今から第16回総会を進めさせていただきます。

初めに、深澤会長からごあいさつを頂戴し、引き続き総会に入っていただきたい  
と思います。よろしくお願いいたします。

〔あいさつ〕

会 長

おはようございます。今朝はそれぞれ大変忙しかったと思います。ご苦勞様でござ  
います。

今日は総会終了後、農地パトロールということで昨年と同様に新しいわて農協をは  
じめ関係機関の皆様にも出席をお願いしております。今日一日、よろしくお願いいたします  
します。

〔開 会〕

議 長

それでは、総会に入ります。ただいまから、葛巻町農業委員会第16回総会を開会  
いたします。

本日の出席委員は16名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立して  
おります。なお、9番長峯委員、10番森委員、12番藤岡委員から欠席の申し出があり  
ましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

### 《日程第 1 》

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、3番星野委員、4番木戸場委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の落合事務局長補佐を指名いたします。

### 《日程第 2 》

議 長

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することに  
ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

### 《日程第 3 》

議 長

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

局長補佐

それでは、前回の総会後からの会務報告を申し上げます。

月 日	内 容	出 席 者
9月26日(月)	岩手県農業会議巡回訪問(役場第1会議室) 【山田事務局長、細川情報専門委員来庁】	事務局長補佐
9月27日(火)	葛巻町畜産クラスター協議会設立総会 (役場 第4会議室)	会長
10月14日(金)	現地確認調査 (町内)	門場委員、久保委員 事務局長補佐
10月18日(火)	北海道沼田町会議視察対応(役場 第4回会議室) 【議長ほか産建福祉常任委員4名来庁】	会長 事務局長補佐

以上で、報告を終わります。

議 長 ただ今の報告について、何かありましたらどうぞ。

【8番 藤森委員挙手】

議 長 8番藤森委員。

8 番 クラスター事業の設立総会の内容について触れていただきたいです。

議 長 はい。今回設立総会ということで、議案関係が主にありました。本日資料を持ってきていないので詳しくは後でお知らせいたします。会長が鈴木町長、副会長が農家2名で八幡勝幸さんと中六角保広さん、幹事が普及センター所長とJA新いわてのセンター長になります。

ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

#### 《日程第4》

議 長 次に、日程第4「議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長補佐 挙手】

議 長 落合事務局長補佐。

局長補佐 議案書1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画は1件でございます。

葛巻第●地割●●、第●地割●●●の田畑合わせて13筆、17,998㎡です。●●●●相  
続人代表の●●●●さんから公益社団法人岩手県農業公社への貸付けになります。貸貸  
借期間は平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間で、10アール当たり  
4,000円の賃借料となっております。以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**議 長** 【「なし」の声】  
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**議 長** 【「異議なし」の声】  
異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**議 長** 【挙手全員】  
挙手全員です。よって、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定します。

**議 長** 《日程第5》  
次に、日程第5 議案第2号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

本日は、8件の案件がございます。そのうち、1番及び2番の事案は農業委員が当事者であり、農業委員会法第24条「議事参与の制限」の規定に該当しますが、1番につきましては委員欠席のため、そのまま審議し、2番の事案のみ退席していただくこととなります。議事進行の都合上、2番の案件は最後に審議することといたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

**議 長** 【落合事務局長補佐 挙手】  
落合事務局長補佐。  
**局長補佐** 議案書は3ページからご覧ください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく「農用地利用配分計画」を定めるため、同法第19条第3項の規定により、その配分計画案について農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

本日は、農林環境エネルギー課の松本農政係長に出席していただいておりますので、2番の事案を除く7件について、配分計画案の内容を説明していただきます。

**議 長** 【松本農政係長挙手】  
松本農政係長、よろしく願いいたします。  
**農政係長** 農政係の松本です。よろしく願いいたします。  
農用地利用配分計画案に対する意見についてということで、町の方から各関係機関にこの案についての意見を求めているということがございます。町では農業委員会さんとJA新いわて葛巻支所さんの方に意見を求めていることとございます。

それでは説明いたします。先ほどの議案第1号、それから7月からの総会において承認をいただいた農地利用集積計画に基づいて、その後岩手県農業公社、農地中間管理機構に貸し出されているその農地を配分計画案として、次に誰が権利設定を受けるのかとい

う案でございます。それでは3ページをご覧くださいまして、1番の●●●さんの農地です。別途の資料で「農地中間管理事業配分計画案一覧表」というA4版の一覧表がございますので、それをご覧くださいと分かりやすいかと思えます。1番の農地でございます。2筆2,209㎡が農業公社に貸し出されますが、それを●●●さんへ農業公社に貸し出す内容と同じ10年間で転貸するというものでございます。それから、番号3番●●●さんの農地でございますが、農業公社より●●●さんへ同内容で10年間の貸し出しとなります。1筆6,108㎡となっております。それから番号4番、●●●●さんの農地でございます。2筆21,322㎡でございます。農業公社より●●●●さんが同じ内容で使うこととなっております。それから5番の●●●●●さんの農地でございますが、岩手県農業公社より●●●さんへ10年間で貸す同じ内容となっております。ページをめくっていただきまして、5ページ6番●●●●●●さんの農地、2筆2,043㎡でございますが、農業公社より●●●●●●さんへ10年間、同じ内容となっております。それから7番でございます。●●●●●と●●●●、●●●地区の農地でございますが、人・農地プランの話し合いに基づいて貸し借りを行おうとしているものでございます。別途資料の●●●●●●さんから●●●●●●さんまで11件の104筆、158,105㎡が岩手県農業公社より●●●●●●さんへ10年間、利用集積計画案と同じ内容で配分するという内容になっております。それから同じ地区でございますが、13ページから15ページまでの番号8番、●●●●●●さんから3件で全26筆、39,379㎡を岩手県農業公社より●●●●●●さんへ10年間転貸されるという内容でございます。この配分計画案については、別途資料の優先順位検討表などから権利設定を受ける者を設定しているという内容になっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【15番 坂待職務代理挙手】

議長 15番坂待職務代理。

15番 はい。私が今質問するのもなんですが、別途資料の農地中間管理事業配分計画案一覧表7番、8番については、地域集積の絡みの案件という解釈でいいのですよね。この面積が7番約158,000㎡、8番約39,000㎡となっているんですが、これが今回の28年度地域集積面積の確定数値となるんですか。それともまだいくら動きがあるんでしょうか。

【松本農政係長挙手】

議長 松本農政係長。

農政係長 これ以上の動きはありません。

【15番 坂待職務代理挙手】

議長 15番坂待職務代理。

15番 7番8番で貸した分が今年度の●●●●から●●●の地域集積の面積ということになりますと、集積率はいくらになりますか。

【松本農政係長挙手】

議 長 松本農政係長。  
農政係長 5割を超えることとなります。

**【15番 坂待職務代理挙手】**

議 長 15番坂待職務代理。  
15 番 そのうち新規分の純増分はどのくらいですか。

**【松本農政係長挙手】**

議 長 松本農政係長。  
農政係長 純増分が5割を超えていることとなります。

**【15番 坂待職務代理挙手】**

議 長 15番坂待職務代理。  
15 番 ●●●●さんを除いた分が、新規扱いということですか。

**【松本農政係長挙手】**

議 長 松本農政係長。  
農政係長 ●●●●さんと●●●●さんのお二人を除いた分が新規での契約ということになります。

**【15番 坂待職務代理挙手】**

議 長 15番坂待職務代理。  
15 番 分かりました。ご苦労様です。ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

**【8番 藤森委員挙手】**

議 長 8番藤森委員。  
8 番 はい。7番はかなり大きな面積ですけれども、こういうふうに集積になった場合、そういったものに対する助成やグループ作りなども考えていかないと、段々に集積したはいいが使えない状況になる可能性もあると思います。そういった意味で作業の面的な効率率は集積で出来ると思いますけれども、あとは作業をするにあたっての機械装備、そういったものについても要望していくような方向でいったらいかがでしょうか。という意見です。

議 長 では、その件については借受けする方と相談しながら上の方に要望していくということよろしいでしょうか。

**【8番 藤森委員挙手】**

議 長 8番藤森委員。  
8 番 はい。結構です。

議 長 ほかにございませんか。

**【1番 門場委員挙手】**

議 長 1番門場委員。  
1 番 はい。今の7番8番の地区なんですけども、同じ地区内に2人というようなことで、そ

れぞれ所有者が入り組んでいると使いづらいつらうと思うんですけど、その辺の調整というのは畑をある程度まとめた面積なのかどうか。確認なんですけれども。

**【落合事務局長補佐 挙手】**

議 長  
局長補佐

落合事務局長補佐。

はい。それでは私の方でお答えさせていただきます。この件につきましては、●●●●さんが耕作出来なくなったということから始まって地域集積に繋がったものですが、農地を使いやすくするために、これからまた地域で集まっていただき、いかにして耕作しやすくするかなど地域集積協力金を利用しながら考えていただくものでございます。たとえば、境界については、ならして使ってものちのち復元することは可能ですので、その辺につきましてもこれから所有者にお願いしながら双方がうまくいくように協議していくべきと考えております。以上でございます。

**【1番 門場委員挙手】**

議 長  
1 番

1番門場委員。

それもそうなんですけれども、お互いの持ち分が同じ地域の中で入り組んでるわけですよ。●●さんと●●さんとで、こっちの分は●●さん、こっちの分は●●さんというふうな配分というか、そういったような一歩入り込んだ形での位置づけですよ、という意味の確認です。

**【落合事務局長補佐 挙手】**

議 長  
局長補佐

落合事務局長補佐。

はい。適切な回答ではなく申し訳ありませんでした。●●さんにつきましては、従来から借りて使っている所を自分の借受地とするもので、実際に入り組んでいるのは1か所です。●●●●から●●●●地区については、ほぼ●●さん、●●地区については●●さんが借り受けするというものです。後で地図等をご覧いただければお分かりになるかと思いますが、1か所だけどちらが使っても効率的な農地がありましたけれども、前々からの契約がございまして調整が難しかったものですから、今までどおり使用する形になっております。

**【1番 門場委員挙手】**

議 長  
1 番

1番門場委員。

はい、わかりました。

議 長

ほかにございませんか。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農用地利用配分計画案に対する意見について」、2番を除く7事案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。



**【挙手全員】**

議 長

挙手全員です。

議 長

よって、議案第2号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち2番を除く事案は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

続きまして、議案書3ページ、2番の事案について審議します。2番馬場委員は退席をお願いいたします。

**【2番 馬場委員退席】**

議 長

それでは、松本係長説明をお願いします。

**【松本農政係長 挙手】**

議 長

松本農政係長。

農政係長

それでは、議案書3ページ2番について説明させていただきます。田部字●●、田んぼ1筆になります。面積は7,781㎡、●●●●さんの農地でございますが、すでに集積計画で農業公社が借り受けることになっておりますが、それを農業公社より●●●●さんへ配分計画案として提出するものでございます。集積計画と同じ内容で10年間の期間となっております。以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農用地利用配分計画案に対する意見について」の2番の事案を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員です。

よって、議案第2号「農用地利用配分計画案に対する意見について」の2番の事案は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

馬場委員は入室してください。

**【2番 馬場委員入室】**

《日程第6》

議 長

次に、日程第6 議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題に供します。

本議案の説明は、農林環境エネルギー課の松本係長から説明していただきます。

**【松本農政係長挙手】**

議 長

松本農政係長。

## 農政係長

引き続きよろしくお願ひいたします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更ということで、これも農業委員会さんと農協さんに意見を求めているものでございます。よろしくお願ひいたします。資料3部ご用意しております。基本的な構想の変更概要という1枚ものですね、基本的な構想という表紙がある厚い冊子と、あとは新旧対照表というA4横のものでございます。説明は変更概要と新旧対照表を使って説明させていただきます。はじめに変更の趣旨でございます。町では農業経営基盤促進法、いわゆる基盤強化法に基づいて基本的な構想を定めております。岩手県でも同様に基盤強化法に基づきまして基本的な方針というのを定めております。町の基本構想は県の基本方針に属するもの、調和が保たれているものでなければならないとされております。県の基本方針は平成28年の4月に変更されたことに伴いまして、今回町の基本構想の見直しを行うものです。概ね5年ごとに定期見直しを行っているんですが、今回は定期見直しではないということにご留意願ひします。2番の主な変更内容でございますが、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標への累計を県の基本方針に基づいて変更してございます。それから(3)の効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標、利用集積面積の目標を80%、県の基本方針、国に基づいて80%としております。それから27年の9月8日に交付された農業協同組合法等の一部を改正する法律において、農地法等が改正されたことから農業生産法人という名称は農地所有適格法人というものに変更してございます。細かな整理等も行っておりますが、新旧対照表を見ていただくと分かると思いますので、ご確認いただきたいと思ひます。

1ページから年数の変更、それから中心となる経営体というのをその後の表記を中心経営体とするということでございます。めくっていただいて2ページからも中心経営体という表記です。右側が改正後になっておりますので、そういった変更になっております。2ページ目は地域の振興プランを地域農業マスタープランという名称に変更しているものでございますし、中ほどの農地の利用集積については農地中間管理事業を推進していくのだということでございます。それから農業生産法人は農地所有適格法人という名称に変わっております。3ページになりまして、⑧地域農業をけん引する経営体をリーディング経営体という名称で位置づけるということでございます。県の基本方針に則って変更するということでございます。それから大きく変わったところは5ページでございますが、そのリーディング経営体についてです。リーディング経営体の県の位置づけはですね、所得金額1千万円を目安という指標になっておりますので、その県の基本方針に沿って酪農単一の営農累計を一つだけですが載せております。経産牛90頭規模ということで県の基本方針に合わせて新規で追加しているところでございます。それから大きく変わった点が新旧対照表の7ページでございます。青年就農給付金または新規青年の就農者の指標になってございまして、前回平成26年度に変更の際に所得250万を目標に新規就農者は目標を設定しましょうということになってございます。その所得に合わせた経営規模というところで設定したところでございます。1番の酪農単一が経産牛25頭規模ということでございます。それから野菜単一、ほうれん草が2反歩での作付けを

農業経営の指標とするものでございます。それからめくっていただきまして8ページで  
ございます。利用面積のシェア目標ということで、県の基本方針に則りまして65%から  
80%に変更したというところがございます。以下、農業生産法人を農地所有適格法人に変  
更している部分でございます。それから11ページが先ほどの新たな農業経営の部分と繋  
がるわけですが、新規就農者を担い手として定着させるため、青年就農給付金を活用し  
て支援していきますというのを県の方針に従って載せたところがございます。簡単に説  
明しますと、28年4月に県の方針が変わったので町の構想も変えるという変更内容で  
ございます。よろしくお願いいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第3号について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見に  
ついて」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって、議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対  
する意見について」は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を  
提出いたします。

## 《日程第7》

議 長 次に、日程第7 議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求める  
ことについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議 長 落合事務局長補佐。

局長補佐 はい。それでは議案書17ページからご覧ください。

農地法の適用外証明願が1件提出されております。

当該土地は、江川第●地割、●●●地区の畑2筆で2,733㎡。所有者は盛岡市の●●●  
●さんでございます。非農地になった事由は、昭和35年に義父が死亡した後、耕作する  
方がいなかったため、放置していたことにより山林原野化したということでございます。

現地の図面は19ページをご覧ください。当該土地は、岩手中村簡易郵便局脇から約600  
メートル入った「農道江川中部1号線」沿いにあり、農道をはさんで両側にある傾斜地  
です。次ページの写真のとおり、山林原野になっております。

以上です。

- 議 長 以上で説明が終わりました。この事案については現地確認が行われております。現地確認の結果について、1番門場委員お願いします。
- 【1番門場委員 挙手】
- 議 長 1番門場委員。
- 1 番 はい。現地確認の結果を報告します。
- この案件は、もともと届出人の夫の父親が原野を切りひらき、畑にした土地のようですが、昭和35年に亡くなって以来、50年以上相続登記もされないまま放置され、山林化したものです。2年前に届出人の夫が亡くなり、当該土地を相続したことから調べてもらい、畑ではないことを確認したようです。現地は沢沿いの傾斜地で、写真をご覧のとおり太い樹木が生い茂り、農道を整備する際に伐採され、一部は原野となっている部分もありますが、農地としての再生はできないものと判断しました。よって、農地法の適用を受けない土地であると認められるものです。以上です。
- 議 長 次に、地区担当委員の補足説明を4番木戸場委員にお願いします。
- 【4番木戸場委員 挙手】
- 議 長 4番木戸場委員。
- 4 番 はい。来るときに見てきましたが、畑だった様子はあとかたもない感じでした。報告どおりで問題はないと思います。
- 議 長 ただいまの議案第4号について、質疑のある方はどうぞ。
- 【15番坂待職務代理 挙手】
- 議 長 坂待職務代理。
- 15 番 はい。確認者からの報告があったとおりでと思うのですが、これは隣接にはまったく影響がなく山際の農地ということですよね。
- 【落合事務局長補佐 挙手】
- 議 長 落合事務局長補佐。
- 局長補佐 この農地のうち、●●●につきましては、隣は山林ですが少し入ったところに牧草地があるようでございます。ただ、隣地にはまったく影響がなく、同じような山林になっているものでございます。写真の2枚目、●●●でございませけれども、こちらにつきましても隣は届出人の弟さんの土地で山林になっております。
- 【15番坂待職務代理 挙手】
- 議 長 坂待職務代理。
- 15 番 わかりました。
- 議 長 ほかにございせんか。
- 【「なし」の声】
- 議 長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございせんか。
- 【「異議なし」の声】
- 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり決定します。

### 《日程第8》

議長 次に、日程第8 報告第1号「農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 はい。資料は22ページをご覧ください。

農地転用許可後の工事進捗状況について、9月23日に報告書を受理しましたので報告いたします。工事施工者は、有限会社●●●●、●●●●●さんほか3名が所有する農地4,280㎡を一時転用し、砂利採取を行っていたものでございます。本年1月22日に許可されたもので、4月に1回目の状況報告があり、今回は完了報告となります。以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。この事案は、現地確認が行われております。現地確認の結果報告を14番久保委員に願います。

【14番久保委員 挙手】

議長 久保委員。

14番 現地確認の結果を報告します。この事案は、砂利採取に伴う一時転用でしたが、現地は埋め戻しが終了し、元の農地に復元されていることを確認して参りました。以上です。

議長 次に、地区担当委員の補足説明を私から申し上げます。

ただいま久保委員から報告がありましたとおり、しっかりと整地されておりました。特に問題はないと思います。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【なしの声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

### 《日程第9》

議長 次に、日程第9「その他」ですが、委員の皆さんからございましたらどうぞ。

【なしの声】

議 長 : ないようですので、事務局からあればお願いします。  
局長補佐 : 特にありません。  
議 長 : ないようですので、以上で「その他」を終わります。  
以上で、葛巻町農業委員会第16回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成28年11月11日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_